



[米国] 米国から日本への技術移転と法的リスク

1. 米国輸出管理規則 (EAR: Export Administration Regulation)

- 米国では、安全保障上で懸念される品目について輸出および再輸出の取引が管理される。商務省産業安全保障局 (BIS: The Bureau of Industry and Security) が管轄する**米国輸出管理規則「EAR(Export Administration Regulation)」**において規制対象品目が規定される。
- EARの定義上、品目には、産品 (Commodity) 、ソフトウェア (Software) 、及び技術 (Technology) が含まれる。品目を輸出するためには BIS から輸出許可を取得する必要がある。EARに違反した場合、罰金、禁固、取引禁止顧客指定、又は米国政府調達除外、などが課され得る。
- 特許又は特許出願に含まれる技術はEAR規制対象から除外され (EAR§734.10) 、輸出管理に基づく権限はUSPTOに委譲される。
⇒ **特許出願に関する技術の輸出 (移転) には特許法・規則が適用される。特許出願に含まれない技術の移転にはEARが適用される。**

2. 外国出願ライセンス (FFL: Foreign Filing License)

- 【原則】米国でなされた発明に関しては、USPTO長官から取得した許可 (外国出願ライセンス) によって承認されている場合を除き、米国出願から6月が経過するまでは外国出願できない (米国特許法184条)。

” HARAKENZO *more* ” IP Information Delivery Section

- 本記事の全文をご希望の方は「記事申込」ボタンをクリック。
(お申し込みの際、本記事の日付・タイトルの入力が必要となります。)
- 公式Twitterでは本記事のような当所オリジナル資料の情報を随時ご案内致します。お気軽にフォローしてください。
- 世界中の知財に関する最新トピックスを月一配信！
配信ご希望の方は「ニュースレター配信申込」ボタンをクリック。

※本記事の提供については、利益相反、その他の理由によりご希望に添えない場合もありますこと、ご承知おきください。